



府政防第1432号
消防災第232号
令和4年11月8日

関係道県防災担当主管部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
（ 公 印 省 略 ）
消防庁国民保護・防災部防災課長
（ 公 印 省 略 ）

「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」
の公表について（通知）

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw 7クラスの地震が発生した後、数日程度の短い期間を置いて、さらに大きな Mw 8クラス以上の大規模な地震が発生する事例が過去に確認されており、Mw 7クラスの地震が発生すると、大規模地震の発生可能性が平時よりも高まるといわれています。このため、内閣府では、続いて発生する地震、いわゆる「後発地震」への注意を促す情報を新たに導入するため、「日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、情報の発信方法やとるべき防災対応、防災対応のよびかけ方法などの検討を行い、本日報告書を取りまとめました。

検討会での提言を踏まえ、内閣府では、後発地震への注意を促す情報の名称を「北海道・三陸沖後発地震注意情報」とし、本情報については、令和4年12月16日から運用を開始する予定です。

また、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された際にとるべき防災対応を自治体が検討する際に参考としていただけるよう、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を策定し、下記のとおり公表しましたのでお知らせいたします（別添参照）。

貴職におかれましては、本ガイドラインを参考に防災対策を推進していただくとともに、貴道県内の「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発信時に防災対応をとるべき地域（別添1(p38)参照）内の市町村等に対し周知いただき、各市町村における取組みについて適宜、助言等を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 公表資料（別添）

- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」本文 （別添1）
- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」概要 （別添2）

2 掲載場所

内閣府「防災情報のページ」にて公表

https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/guideline.html

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 小門研亮、主査 甲斐田知希 03-3501-5693

消防庁国民保護・防災部防災課

震災対策専門官 西岡武則、震災対策係長 国井淳一郎 03-5253-7525